

みどりの食料システム法の認定制度等について

令和 6 年 4 月
農林水産省

目次

①	みどりの食料システム戦略（概要）	・ ・ ・ ・ ・ 2
②	みどりの食料システム戦略と法制度のポイント	・ ・ ・ ・ ・ 4
③	みどりの食料システム法の運用状況	・ ・ ・ ・ ・ 5
④	環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動	・ ・ ・ ・ ・ 7
⑤	有機農業栽培管理協定	・ ・ ・ ・ ・ 15
⑥	基盤確立事業	・ ・ ・ ・ ・ 17
⑦	支援措置一覧	・ ・ ・ ・ ・ 22
⑧	みどり戦略交付金等関係予算	・ ・ ・ ・ ・ 31
⑨	みどりの食料システム法に関する制度周知資料	・ ・ ・ ・ ・ 34

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

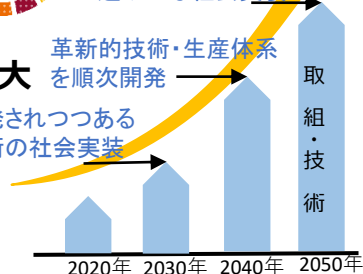


ゼロエミッション
持続的発展

革新的技術・生産体系の
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系
を順次開発

開発されつつある
技術の社会実装



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）
・森林・木材のフル活用によるCO₂吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

加工・流通

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等への投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ **令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成**

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ **46道府県で計4,000名以上の農業者を
認定**（令和6年3月末）

○ **16道県29区域で特定区域を設定**
初めての特定計画が2県3区域で認定
（令和6年3月末）

○ **初めての有機農業を促進するための栽培管理
協定が茨城県常陸大宮市で締結**
（令和5年12月時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

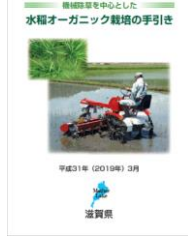
○ **令和4年11月に第1弾認定をした後、
64の事業者を認定**（令和6年3月末）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

基本計画の事例（滋賀県、北海道、長崎県、大分県）

滋賀県みどりの食料システム基本計画

- ・令和4年10月公表、県及び全19市町で作成。
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減や琵琶湖の保全などに対応した生産性の高い環境こだわり農業を推進するとともに、環境こだわり農業の強みを生かした流通・販売の強化、消費者の理解促進等を図る。



水稲、茶の有機栽培の栽培技術の体系化



食品事業者等と連携した理解促進・消費拡大

農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画

- ・令和4年12月公表、北海道及び全179市町村で作成。
- ・環境との調和に配慮した「クリーン農業」の取組や、2050年までに道内の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン北海道」等を踏まえ、環境保全型農業の取組拡大等を図る。



長崎県みどりの食料システム戦略ビジョン

- ・令和4年12月公表、県及び全21市町で作成。
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減に繋がる環境保全型農業の取組の裾野を拡大、オーガニックビレッジ等の地域を中心に有機農産物等の販路拡大を図る。



病虫害に強いバレイショ品種「アイマサリ」を利用したグリーンな栽培体系の実証



オーガニックビレッジを中心に有機農産物等の販路を拡大

大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

- ・令和4年12月公表、県及び全18市町村で作成。
- ・IPM技術の普及拡大や地域循環型農業の推進等を通じた化学肥料・化学農薬の使用低減を実施し、豊富な地域資源の活用を促進するとともに、地域の環境に配慮して生産された農林水産物等のブランド化を図る。



土着天敵温存植物の定植（ソルゴー、オクラ、バジル等）



オーガニックイベントによる有機農産物のPR活動

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】 農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



支援措置

農林漁業者等向け

- **課税の特例（法人税・所得税）**
環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
・償還期間の**延長**（10年→12年）
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
・日本公庫による**長期低利資金**
（**畜産経営環境調和推進資金**）の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する
堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

- **食品等流通法の特例**
・日本公庫による**長期低利資金**
（**食品流通改善資金**）の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を
用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他**法人格の有無にかかわらず**農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、**基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。**
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、**5年間を目途に定めるもの**とすること。

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

みどりの食料システム法に基づく農業者認定の状況

- 令和5年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。**46道府県**で**4,000**名以上を認定（令和6年3月末）しており、税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら取組が進められている。
- 取組内容や品目が多様化するとともに、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

おおやぶ かずあき

大藪和晃さん（和歌山）

ミニトマトのハウスからのGHGの排出削減に向け、**農業改良資金の融資を受け、局所加温のための設備等**を導入。

筑後久保農園（福岡）

水稻等の栽培において、水田除草機メーカーの商品開発にも協力し、化学農薬・化学肥料不使用栽培に取り組む。**みどり戦略の理念に共感し、認定を取得。**

よか茄子出荷組合（熊本）

グループに所属する**6名**で、なす栽培において、天敵を活用したIPM技術を導入し、化学農薬の使用低減に取り組む。**今後の販売戦略の一助とするため、認定を取得。**

JAおきなわ野菜生産部会ピーマン専門部（沖縄）

ピーマン専門部全体で、天敵の活用や太陽熱土壌消毒を行い化学農薬の使用低減に取り組む。**地域ぐるみで環境負荷低減の取組をPRし、他産地と差別化を図る。**

越智淳一さん（北海道）

酪農を営む**自社農場から発生する家畜排せつ物由来の堆肥**を活用して、**デントコーンの栽培**における化学肥料の使用低減に取り組む。**将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。**

さきかげ

農事組合法人魁（山形）

そば(160ha)の栽培において牛ふん堆肥の活用や機械除草によって、化学肥料の使用低減・化学農薬の不使用栽培に取り組む。**集落営農活性化プロジェクト促進事業におけるみどり認定のポイント加算**を活用。

(株)本原農園（福井）

県の普及センターから勧められ、**みどり認定**を取得し、**産地生産基盤パワーアップ事業**における**ポイント加算**を活用。大豆の栽培を新たにはじめ、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。

柳沢農園（長野）

環境負荷低減に取り組む水稻の規模拡大のため、**みどり税制**を活用して、**再生紙マルチ田植機**を導入。みどり税制の活用により、**導入初年度のキャッシュフローが改善**できたことを評価。

(株)やさいや（香川）

レタス栽培において、有機質肥料や生物農薬、生分解性マルチを活用し、化学肥料・化学農薬・プラスチック資材の使用低減に取り組む。**消費者への訴求力の向上を図るため、認定を取得。**

(有)JAにしみの興農社（岐阜）

水稻や小麦の栽培において、生分解性プラスチック資材配合肥料を活用し、プラスチック使用量の**2割削減**に取り組む。**みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）**における**みどり認定のポイント加算**を活用。

みどり法に基づく特定区域とは

- 特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。
- 特定区域の設定に当たっては、特定区域の範囲やその中で行われる取組の内容についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、有機農業の栽培管理協定や国庫補助事業の優遇等のメリットあり。

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた地域

①有機農業による生産活動

(例：有機農業の団地化)



独自ブランドの確立

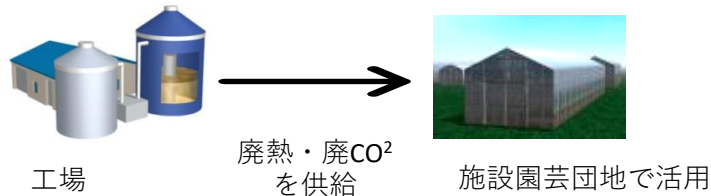


有機農業のための栽培管理協定の締結

②廃熱その他の地域資源の活用により

温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成)



③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

(例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組)



✓ 特定区域設定の要件

- ☑ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること
- ※ オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能!
- ☑ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと
- ☑ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ☑ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること

範囲の要件

取組内容の要件

💡 特定区域設定のメリット

- ① **有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能**
- ② **国庫補助の予算事業で優遇**
- ③ 農地法等手続きのワンストップ化



①P.13,③P.11 ②優遇事業一覧

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます!

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。



特定区域（モデル地区）の設定状況

○ 地域ぐるみで行う環境負荷低減の取組を行う**特定区域（モデル地区）**は、令和6年3月末で、新たに2県2市町（宮城県美里町中埠地区、富山県富山市）で設定。（全国では16道県29区域で設定。）

北海道	湧別町	バイオマスガスプラントの余剰熱の施設園芸への活用	愛知県	岡崎市	学校給食や企業の食堂への利用促進等による有機農業の団地化
宮城県	山元町	ICT等の活用によるいちご栽培のスマート施設園芸団地の形成	兵庫県	神戸市	家畜由来堆肥、こぼりハーベスト（下水処理で回収されたリンを配合）の活用による有機・特別栽培の推進
	美里町 二郷地区	有機農業のゾーニングによる有機農業の団地化		豊岡市	「コウトリ育苗農法」無農薬タイプの生産拡大
	美里町 なかぞね 中埠地区	営農型太陽光発電で得られた電気の施設園芸等への活用		養父市	新規就農者の確保、技術伝承による有機農業の面的拡大
	わくや 涌谷町	技術の継承による有機農業の産地形成	奈良県	天理市	放棄茶畑を活用した有機茶の産地形成
山形県	西川町	木質バイオマス発電由来の廃熱、廃CO ₂ の施設園芸への活用	宇陀市	担い手の育成・確保、生産力向上による有機農業の団地化	
	川西町	担い手の確保や技術向上による有機農業の団地化	広島県	じんせきこうげん 神石高原町	土づくりマニュアルの作成等による有機農業の団地化
茨城県	石岡市	地域の担い手育成による有機農業の団地化	徳島県	徳島市	農薬の局所施用によるレンコン栽培の化学農薬使用低減の推進
	常陸大宮市	技術の向上等による有機野菜及び有機米の生産団地の形成	小松島市	学校給食への利用推進等による水稲の有機農業の団地化	
栃木県	塩谷町	学校・保育園給食への利用や技術の継承による有機農業の団地化	阿南市	地域の関係機関が一体となった水稲の有機農業の団地化	
千葉県	千葉市	ICTを活用したイチゴ生産のSDGs型施設園芸の産地育成	阿波市	野菜、水稲の有機農業の団地化・ブランド化	
富山県	富山市	地域の中心的な担い手を核とした有機農業の産地形成	海陽町	化学農薬使用低減に向けたきゅうりの次世代栽培技術の確立	
	南砺市	水稲の栽培技術の共有等による有機農業の産地形成	宮崎県	えびの市	遊休農地を活用した有機農業の産地形成
福井県	越前市	技術のマニュアル化による大規模有機農業の拡大	鹿児島県	みなみたね 南種子町	ノウハウの共有等による地域特産品の有機農業の産地形成
長野県	佐久市	認定基盤確立事業と連携したペレット堆肥の活用による資源循環型農業の推進			

【特定計画】：特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定
 【有機協定】：有機農業を促進するための栽培管理に関する協定の締結



特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

□ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【定義】特定区域の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、
生産団地を形成

- 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと
- **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

- ①**有機農業による生産活動**
（例：有機農業の団地化）
- ②**廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**
（例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成）
- ③**環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動**
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）



ドローンによる防除の最適化



ドローンのバッテリー充電施設

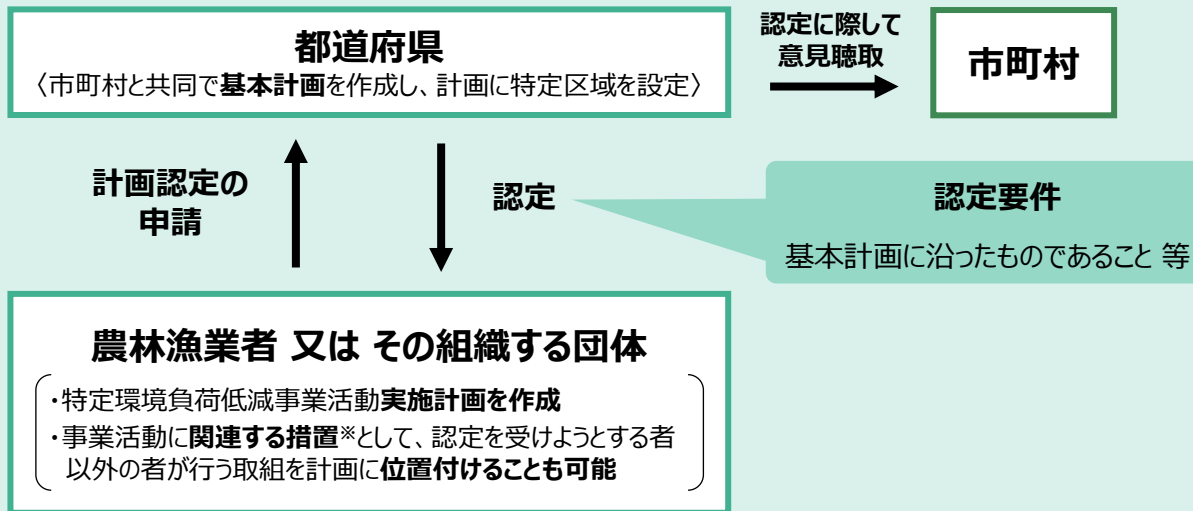
地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- **特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム



※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組



ドローンによる農薬散布



バッテリー保管・充電施設



栽培体系の共通化



共同出荷作業

先端技術の地域ぐるみでの活用

有機農業の団地化

支援措置

- **課税の特例（法人税・所得税）**
特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する**投資促進税制**（特別償却）
- **農業改良資金融通法の特例**
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
 - ・貸付資格認定の手続のワンストップ化
 - ・償還期間の延長（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
- **食品等流通法の特例**
 - ・日本公庫による**低利資金**の貸付適用
- **補助金等適正化法の特例**
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認手続のワンストップ化
- **農地法の特例**
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- **酪肉振興法の特例**
 - ・草地の形質変更の届出のワンストップ化

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

特定環境負荷低減事業活動の認定

- 特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画**を認定。
- **令和5年12月に全国で初めて奈良県の(有)山口農園が、次いでJA東とくしま水稻部会が認定を受け、2県3区域で認定**（令和5年12月現在）。

(有)山口農園（奈良県）

- ・奈良県宇陀市の特定区域において、有機JAS認証取得農地の約36%（4.46ha）でほうれん草などの軟弱野菜やハーブ類の有機農業を行う**(有)山口農園の特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定（全国初）**。
- ・(有)山口農園では、有機農業での就農希望者の研修受け入れや、オーガニックビレッジの取組で地方公共団体と連携して規格外の有機農産物を利用した加工品（ペーストやレトルトカレー）の開発等を行い、**地域を巻き込んで有機農業の普及拡大を推進**。
- ・みどり交付金（グリーンな栽培体系への転換サポート）で省力化や物理的防除に関する現地実証試験に協力し、有機農業の更なる拡大・団地化に取り組む。



有機栽培実践ほ場



有機農産物の規格外品を活用したペースト



有機農産物の規格外品を活用したレトルトカレー

JA東とくしま水稻部会（徳島県）

- ・徳島県小松島市、阿南市の特定区域において、有機農業の団地化に取り組む**JA東とくしま水稻部会**（45人、37.6ha）の**特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定**。
- ・JA東とくしまでは、生産者、民間企業、行政機関等で構成する「小松島市生物多様性農業推進協議会（H22発足）」の一員として、**栽培技術の普及や独自認証の導入、消費者へのPRイベント開催などの地域ぐるみの取組を推進**。
- ・令和4年度からは、みどり交付金（有機農業産地づくり推進）も活用しながら、実証ほ場の設置や人材育成、認証米のブランド化を通じた有利販売などに取り組んでおり、今後さらに水稻を中心とした有機農業の拡大・団地化に取り組む。



有機栽培実践ほ場



栽培研修会



あいさい一楽米
（独自ブランド）

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- ・ 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- ・ 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

協定の締結

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
　　<基本方針第三の3>
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間
　　（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

- 適切な肥培管理の実施
　　〔雑草防除
　　・防虫ネットやマルチの利用 等〕
- 緩衝地帯の設置
- 病害虫が発生した場合の措置



防虫ネット

慣行農業者

- 化学農薬の飛散防止措置
　　（使用時の事前通知・立ち合い等）
- 水・土壌の有機ほ場への流入
　　防止措置（畔塗りの実施等）
- 病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル

緩衝地帯

市町村長*の認可

（公告・縦覧）

*協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る農用地所有者等*の全員の合意が必要です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。

*所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。
　　（農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。）

有機農業を促進するための栽培管理協定の締結

- 特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士で**有機農業を促進するための栽培管理に関する協定**を締結することが可能。
- 令和5年12月に**茨城県常陸大宮市**で、**全国で初めて協定が締結**され、地域ぐるみで有機農業の団地化の促進を図る具体的な取組が開始。

茨城県常陸大宮市の事例

- ・オーガニックビレッジ宣言をした**茨城県常陸大宮市**の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稻を栽培している16.3ha（132筆）において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。
- ・協定には、有機栽培をする者が病害虫発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・常陸大宮市は協定の締結を旗印に生産者が有機農業に取り組みやすい地域であることを発信し、**新規就農者の呼び込みと有機米の栽培モデル団地化**を推進。



協定区域（16.3ha）



協定区域で収穫された米

（参考）有機農業を促進するための栽培管理協定

- ・みどりの食料システム法に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組もうとする区域で、「**有機農業に取り組む人**」と「**それ以外の農業に取り組む人**」がお互いに安心して営農できるよう、地域で話し合っ**て営農のルール**を定め、農地の所有者が**市町村長の認可**を得て締結するもの。
- ・本協定は、**土地の所有者が変わった場合にも有効**。

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

(①～⑥)

国（主務大臣）

計画認定の
申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること
（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

支援措置

- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食品等流通法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
〔 機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援 〕
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - （1）資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - （2）機械メーカー向け（対象は生産者）
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
〔 販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減 〕

※認定を受けた者に対する各種予算事業でのメリット措置を受けられます。

基盤確立事業の認定状況

- 令和6年3月現在、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**64の事業者**の取組を認定。
化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**75機種**がみどり税制の対象となっている。
- 認定がきっかけとなって、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大しつつある。

研究開発・実証（4件）

- ・(株)TOWING
- ・EF Polymer(株)
- ・(株)ムスカ
- ・(株)AGRI SMILE

(株)TOWING（愛知県）

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する“高機能バイオ炭”を開発。

認定を受けたことで、JAや生産者からの問い合わせが増え、30都道府県での試験導入や、高機能バイオ炭製造プラントの建設を検討する企業とのマッチングにつながった。



バイオ炭散布の様子

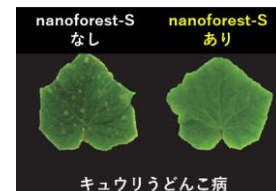
資材の生産・販売（15件）

- ・(株)国際有機公社
- ・(株)横山製網
- ・中日本カプセル(株)
- ・日産化学(株)
- ・コルパ・シヤパン(株)
- ・アイアグリ(株)
- ・カモト(株)、カモト化成品(株)
- ・緑水工業(株)
- ・(有)営農企画
- ・東京インキ(株)
- ・中越パルプ工業(株)、丸紅(株)
- ・和饗エコファーム(株)、共和化工(株)
- ・JA鹿児島県経済連
- ・四国ケーシング(株)、合同会社liveR
- ・JA佐久浅間、全農長野県本部、佐久市

中越パルプ工業(株)・丸紅(株) (東京都)

セルロースナノファイバーを葉面散布することで、物理的に病原菌の侵入を防ぐ**新たな防除資材**を開発。

認定によって、ユーザーへのPR強化を図り、更なる実証試験の拡大と販路開拓を目指す。



キュウリうどんこ病

【筑波大学 石賀研究室との共同研究成果】

新品種の開発（1件）

- ・(地産) 北海道立総合研究機構

機械の生産・販売（43件）

- ・(株)ルートレック・ネットワークス
- ・(株)山本製作所
- ・アイケイ商事(株)
- ・三菱マシントラ農機(株)
- ・(株)オーレック
- ・みのる産業(株)
- ・(株)タイショー
- ・(株)アテックス
- ・落合刃物工業(株)
- ・井関農機(株)
- ・(株)イナダ
- ・(株)タイカー・カワシマ
- ・(株)ササキコーポレーション
- ・ヤンマーアグリ(株)、ヤンマーアグリシヤパン(株)
- ・(株)サカタ
- ・(株)やまびこ、やまびこシヤパン(株)
- ・(株)ホータ
- ・(株)IHIアグリテック
- ・(株)デリカ
- ・松元機工(株)
- ・(株)タカタ
- ・金子農機(株)
- ・渡辺ハイプ(株)
- ・(株)天神製作所
- ・(株)誠和
- ・日本ニューホランド(株)
- ・(株)ヒュン・シヤパン
- ・(株)ハスクバーナ・セノア(株)
- ・(株)大竹製作所
- ・(株)中部エコテック(株)
- ・静岡製機(株)
- ・(有)北四国エンジニアリング
- ・三陽機器(株)
- ・小橋工業(株)
- ・(株)太陽
- ・三州産業(株)
- ・(株)松山
- ・藤樹運搬機工業(株)
- ・(株)FTH
- ・(株)ジョイ・ワールド・パシフィック
- ・I.M.イスクエ農業機械(株)
- ・トヨタ(株)
- ・(株)岡田製作所

(株)デリカ（長野県）

マニアスプレッダやマルチスプレッダなどを販売。「有機農業と、未来へ。」をキャッチフレーズに掲げ、販売体制の強化に取り組む。

認定・税制対象機械の追加が、営業活動の後押しになっている他、国内肥料資源の利用拡大に向けた**マッチングフォーラムへの出展など**ビジネス拡大の契機となった。



マニアスプレッダ

マルチスプレッダ

新商品の開発（1件）

- ・(株)フレッシュフーズ

(株)フレッシュフーズ (北海道)

有機カット野菜サラダを首都圏で広く販売するため、製造拠点となる食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。

認定を受け、**食品流通改善資金**を活用し、施設整備を行う。

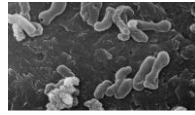
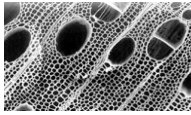


基盤確立事業実施計画の認定状況①（令和6年3月時点）

研究開発・実証

(株) TOWING

農地への炭素固定と有機栽培に適した土づくりを両立する“高機能バイオ炭”の研究開発に取り組む。



バイオ炭

土壌微生物群

有機肥料



有機肥料の分解に特化した微生物叢を選択培養

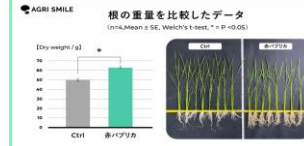
✓要素組合せ・混合要件最適化 ✓微生物培養条件最適化

研究開発・実証

(株) AGRI SMILE

農産物を原料として活用し、植物の養分吸収活性を高める農業用資材“食品残渣型バイオスティミュラント”の研究開発に取り組む。

※バイオスティミュラント・・・作物の活力、収量、品質及び収穫後の保存性を改善するために、作物の生理学的プロセスを制御・強化する農業用資材



研究開発・実証

EF Polymer (株)

農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる“超吸収水性ポリマー”の研究開発に取り組む。

EFポリマーの特徴

- ✓ ケミカルフリー
果物の皮などの作物の**食べられない部分が原料**
- ✓ 超吸水性
自重の約**100倍**の水を吸収し、土の中でゆっくりと水分を放出
- ✓ 土壌の健全性を保持
土にとって不可欠な**保水力・保肥力**を与え、土壌改良剤としての効果を発揮
- ✓ 有機栽培をサポート
有機JAS資材リストとして登録済み



研究開発・実証

(株) ムスカ

イエバエを用いて家畜排せつ物等を堆肥と飼料に短期間で再資源化する「ムスカシステム」の上市に向けた研究開発に取り組む。

ムスカシステム



新品種の育成

(新品種の出願料・登録料の軽減)

(地独) 北海道立総合研究機構

北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種育成に取り組む。

小麦



稲



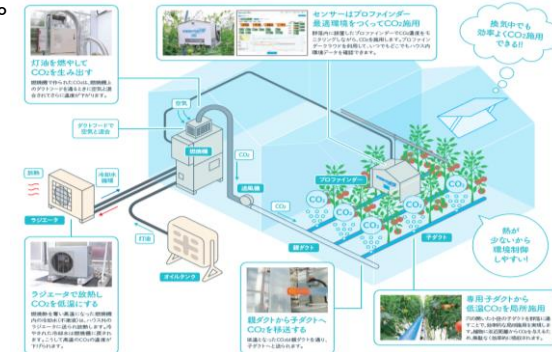
ばれいしょ



機械の生産・販売

(株) 誠和

施設園芸における温室効果ガス排出量削減に寄与する「低温CO₂施用システム」の普及に取り組む。



基盤確立事業実施計画の認定状況②（令和6年3月時点）

資材の生産・販売 （みどり税制の活用）

JA佐久浅間、佐久市 JA全農長野県本部、

堆肥の利用拡大を図るため、JA佐久浅間におけるペレット堆肥の製造設備を増強し、販売拡大に取り組む。



資材の生産・販売 （みどり税制の活用）

（株）国際有機公社

液肥製造プラントを新たに導入し、地域の未利用魚や米ぬか等の有機物を原料として活用した液状複合肥料の製造・販売の拡大に取り組む。



資材の生産・販売 （みどり税制の活用）

和饗エコファーム（株）・ 共和化工（株）

下水汚泥資源を活用した肥料の粒度を調整する設備を新たに導入し、その扱いやすさを向上させて、さらなる販売拡大に取り組む。



資材の生産・販売 （みどりハード事業※・みどり税制の活用）

緑水工業（株）

既存の肥料散布機で散布可能な下水汚泥資源等を活用したペレット肥料を製造し、販路拡大に取り組む。



※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R4補正）のうち環境負荷の低減寄与する資材の生産基盤強化対策

資材の生産・販売

中日本カプセル（株）

ソフトカプセル製造時に発生するゼラチン残さを活用した肥料の普及に取り組む。



資材の生産・販売 （みどり税制の活用）

（有）営農企画

地域のバイオマス資源を活用した堆肥の生産拡大に向けて、必要な設備を新たに導入するとともに、販路拡大に取り組む。



※（有）営農企画が運営する「いましろオーガニックファーム」は、本事業で生産拡大する堆肥を活用して有機農業にも取り組んでいます。

資材の生産・販売 （予算のポイント加算を活用）

JA鹿児島県経済連

県内の家畜排せつ物由来の堆肥ペレットを使った指定混合肥料の生産能力を強化し、普及拡大に取り組む。



資材の生産・販売

東京インキ（株）

軽量化・薄肉化によって施設園芸における燃油使用量の削減に寄与する「多層断熱資材」の普及拡大に取り組む。



基盤確立事業実施計画の認定状況③（令和6年3月時点）

資材の生産・販売

中越パルプ工業（株）・丸紅（株）

化学農薬の使用低減に寄与するセルロースナノファイバーを用いた新たな物理的防除資材の普及拡大に取り組む。

nanoforest-S(ナノフォレスト) 特長と効果

- ナノフォレストの原料は国産竹から製造したパルプ繊維を使用しています。
- 化学処理を行わない、水の力を用いた環境に優しいナノ繊維化法（ACC法）で製造したものを採用しています。
- ナノフォレストが農薬を物理的に阻害する「マスク効果」で害虫の侵入を物理的に防ぎます。
- ナノフォレストの持つ吸水性が表面層に水を保持し、害虫の侵入を物理的に防ぎます。

効果の仕組み
ナノフォレストがネットのように表面を保護し、害虫の侵入をブロック

効果の仕組み(2)
ナノフォレストが表面を親水性にすることで、害虫の侵入を物理的に防ぎます。

資材の生産・販売

横山製網（株）

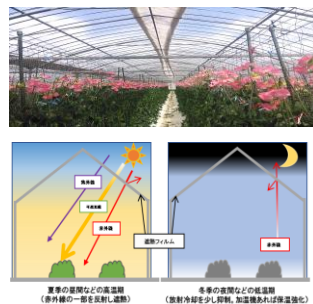
化石資源由来のプラスチックの使用低減に資する生分解性の農業用の紙ネットの普及拡大に取り組む。



資材の生産・販売

オカモト（株）・オカモト化成（株）

施設園芸における冬季の燃油使用量の削減に寄与する「農業ハウス用遮熱フィルム」の普及に取り組む。



資材の生産・販売

コルテバ・ジャパン（株）

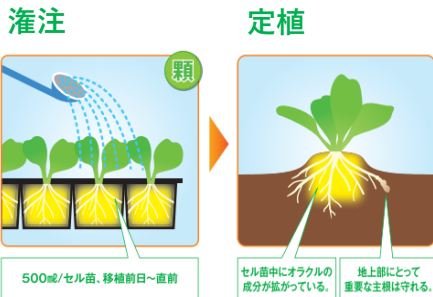
天然物質由来農薬の技術情報の提供、地域に合った防除体系の実証等に取り組む。



資材の生産・販売

日産化学（株）

化学農薬の低減に寄与する育苗時の農薬のセルトレイ灌注の普及に取り組む。



資材の生産・販売

アイアグリ（株）

家畜排せつ物や食品残さを活用した指定混合肥料等の販売体制の強化を行い、普及拡大に取り組む。



資材の生産・販売

四国ケージ（株）・合同会社liveR

鶏ふんとコーヒーかすを混合して臭いを抑えた堆肥の普及拡大に取り組む。



新商品の開発・生産・需要の開拓 （食品流通改善資金の活用）

（株）フレッシュフーズ

有機カット野菜サラダの需要開拓のため、食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。



主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	税制
農業者	農業改良資金（無利子、償還期間の延長）	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で認定したものに限り
	畜産経営環境調和推進資金 （利率：1.10%、20年以内）	
林業者	林業・木材産業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	
漁業者	沿岸漁業改善資金 （無利子、償還期間の延長）	

土づくり、栽培暦の見直し、有機農業の団地化等、地域ぐるみでのグリーン化の取組等に、

- ・ みどり戦略緊急対策交付金（R4第2次補正予算）、みどり戦略推進交付金（R5当初）
- ・ 各種補助事業等におけるグリーン化に向けた優先枠・ポイント加算

の活用が可能です。

【基盤確立事業】

対象者	融資	税制
機械メーカー	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.65～1.45%、20年以内）	
支援サービス事業者 （機械のリース・レンタル）		
資材メーカー等	新事業活動促進資金 ※中小企業に限る （利率：特別利率②0.65～1.45%、20年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬等）
食品事業者	食品流通改善資金 ※中小企業に限る （利率：0.60～1.35%、25年以内）	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る （例：食品残渣を活用した堆肥等）

※金利表示は、令和6年3月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

日本政策金融公庫等の融資の特例措置

- 日本政策金融公庫等の低利融資等を措置し、
環境負荷低減に取り組む生産者、事業者による設備等の導入に係る資金繰りを支援。

対象者	取組のイメージ（例）	措置内容
農業者	化学肥料・化学農薬の使用低減に資する 除草機、可変施肥機等の導入	農業改良資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
（畜産・酪農）	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する 家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の 導入	畜産経営環境調和推進資金の貸付 （利率：1.10%、20年以内）
林業者・木材事業者	木質バイオマス燃料の生産に資する 移動式チップー等の導入	林業・木材産業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
漁業者	漁船の省エネ化に資する低燃費エンジン等の導入	沿岸漁業改善資金（無利子）の貸付 償還期間の延長
食品事業者	環境負荷低減の取組を通じて生産された 農林水産物の付加価値向上に資する 新商品開発・製造に必要な設備や 流通の効率化施設等の導入	食品流通改善資金の貸付 （利率：0.60～1.35%、25年以内）
機械・資材メーカー等	環境負荷低減に資する 機械・資材等の製造ラインの増設	新事業活動促進資金の貸付 対象の新規追加 （利率：特別利率②0.65～1.45%、20年以内） 基準利率：1.30～2.10%

※金利表示は、令和6年3月現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等16%）**の適用が受けられます。
- ・ 本税制は、**令和8年3月31日までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等を取得し、当該事業の用に供した場合**に適用されます。

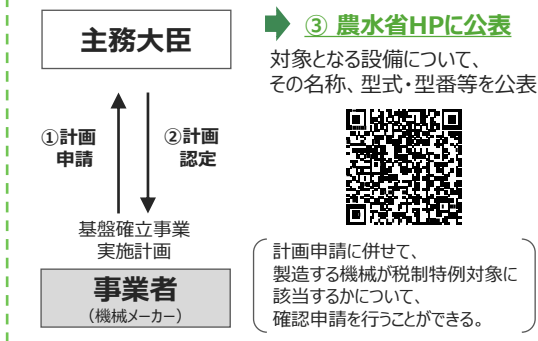
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

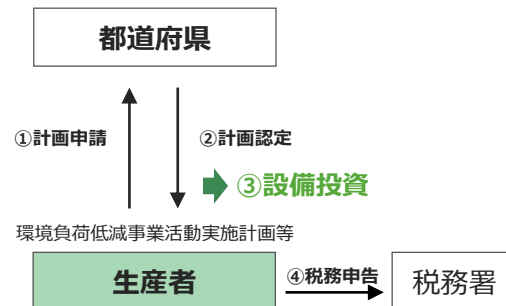
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

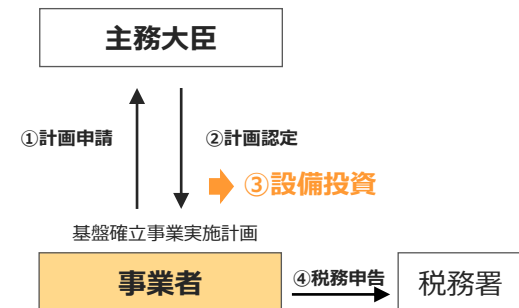


ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>



(参考) 特別償却活用の効果

- 環境負荷低減※¹に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

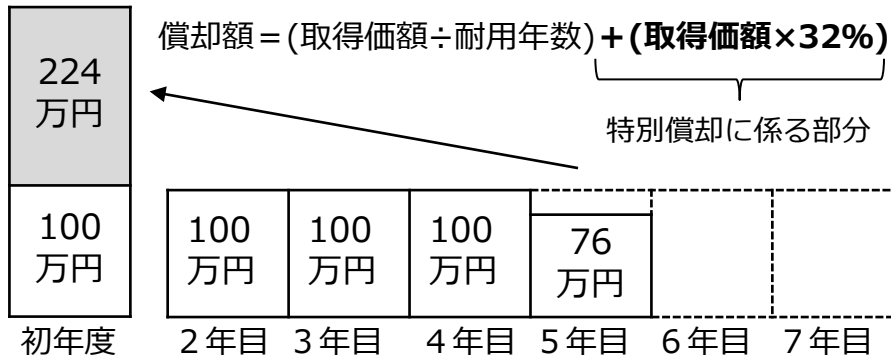
【法人税における特例のイメージ※²】

$$\text{法人税} = (\text{益金} - \text{損金 (償却額)}) \times \text{税率}$$

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せした償却**が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

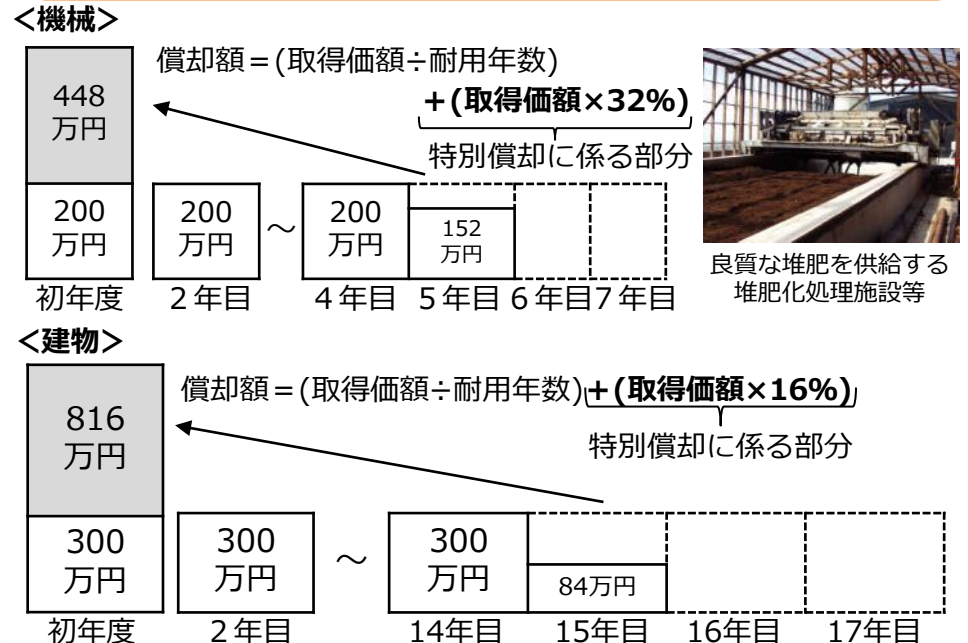


化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）

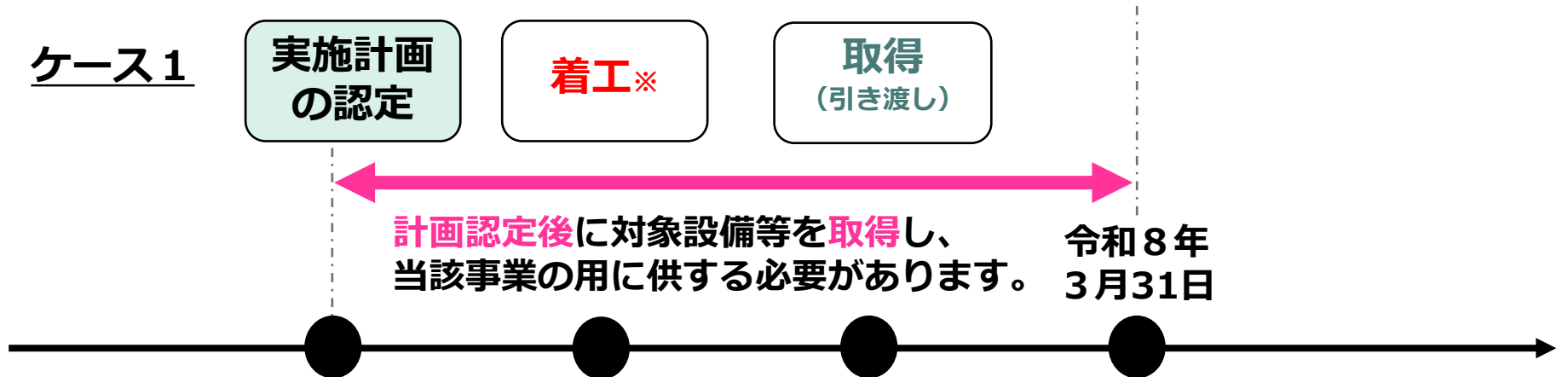


良質な堆肥を供給する
堆肥処理施設等

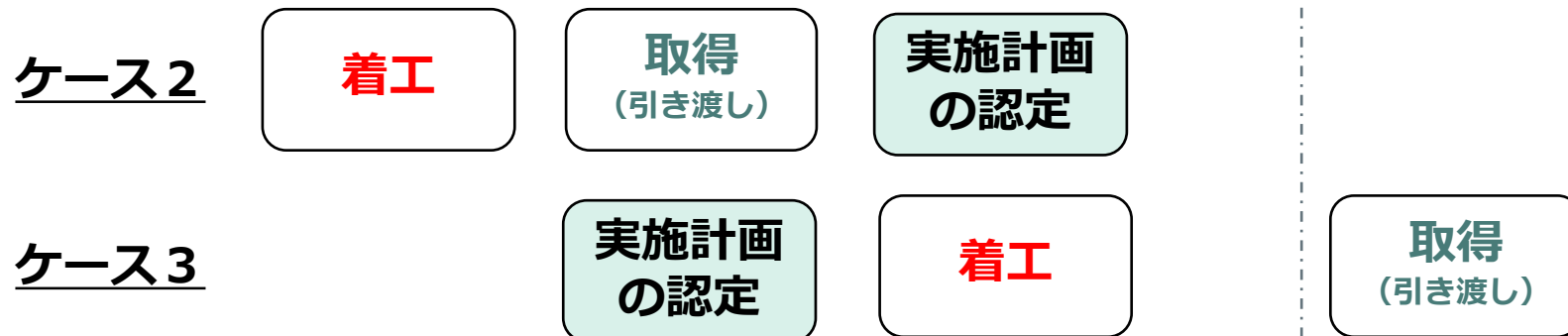
(参考) 課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

- 実施計画の認定を受けた後で、対象設備等を取得する必要があります。

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)



基盤確立事業実施計画の認定状況① (令和6年3月時点)

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の
対象機械の追加



(水田作 関連)

(株) オーレック



水田除草機

三菱マヒンドラ農機 (株)



ペースト施肥田植機

井関農機 (株)



土壌センサ付
可変施肥田植機

みのる産業 (株)



水田除草機

ポット成苗
田植機



等

(株) クボタ



可変施肥
田植機 等

食味・収量
コンバイン



ヤンマーアグリ (株) ・
ヤンマーアグリジャパン (株)



可変施肥
田植機

ペースト施肥
田植機



(株) タイガーカワシマ



種子温湯消毒装置

(株) 大竹製作所



水田除草機

(株) 山本製作所



色彩選別機

(株) サタケ



色彩選別機

金子農機 (株)



色彩選別機

静岡製機 (株)



色彩選別機

基盤確立事業実施計画の認定状況② (令和6年3月時点)

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の
対象機械の追加



(畦畔除草機)

(株) ササキコーポレーション



電動リモコン草刈機 等

小橋工業 (株)



オフセットモア

エム・エス・ケー農業機械 (株)



オフセット
シュレッダー

等

中部エコテック (株)



密閉縦型コンポスト

(畜産 関連)

(株) やまびこ・
やまびこジャパン (株)



ラジコン
草刈機



三陽機器 (株)



トラクタ用アーム式草刈機

アイケイ商事 (株)



堆肥自動攪拌機 等

藤樹運搬機工業 (株)



堆肥自動攪拌機 等

ハスクバーナ・ゼノア (株)



親子式
傾斜地草刈機



松山 (株)



オフセットモア

(株) 天神製作所



堆肥自動攪拌機

(株) 岡田製作所



堆肥自動攪拌機



(堆肥散布機・肥料散布機)

(株) タイショー



野菜用畝立
局所施肥機

肥料混合散布機



(株) タカキタ

有機肥料散布機



マニア
スプレッダ
等

日本ニューホランド (株)



ファテライザー
スプレッダー
(可変施肥機)
等

(株) IHIアグリテック

可変施肥
ブロードキャスト



マニア
スプレッダ
等



(株) イナダ



軽トラ搭載型マニアスプレッダ

(株) ビコンジャパン



可変施肥機 等

(株) デリカ

マルチスプレッダ



マニア
スプレッダ
等

有限会社
北四国エンジニアリング



搭載型堆肥散布機

(株) アテックス

自走積込
マニアスプレッダ



リモコン
草刈機



基盤確立事業実施計画の認定状況④ (令和6年3月時点)

機械の生産・販売
みどり投資促進税制の
対象機械の追加



(施設園芸 関連)

(株) ルートレック・ネットワークス



自動灌水施肥装置

(株) ジョイ・ワールド・パシフィック



自動灌水・施肥制御装置

(畑作 関連)

落合刃物工業 (株)



茶園用堆肥散布機

(株) FTH



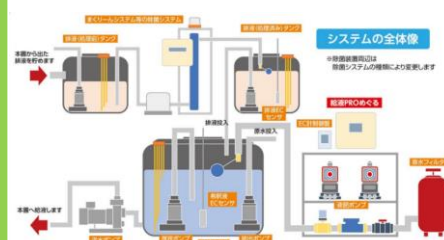
蒸熱処理装置

渡辺パイプ (株)



灌水施肥装置

トヨタネ (株)



排液リサイクルシステム

松元機工 (株)



乗用型茶園防除機

(株) 太陽



養液ろ過装置

三州産業 (株)



基腐病用蒸熱処理装置

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R5補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和6年度予算額 650 (696) 百万円】
【令和5年度補正予算額 2,706百万円】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年及び32年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

381 (400) 百万円
(R5補正 2,602百万円)

以下の取組について支援します。

- ① **推進体制整備**：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
- ② **グリーンな栽培体系への転換サポート（拡充）**：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
- ③ **有機農業産地づくり推進（拡充）**：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
- ④ **有機転換推進事業（拡充）**：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
- ⑤ **SDGs対応型施設園芸確立**：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
- ⑥ **地域循環型エネルギーシステム構築**：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
- ⑦ **持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（拡充）**：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

270 (296) 百万円
(R5補正 104百万円)

以下の取組について支援又は実施します。

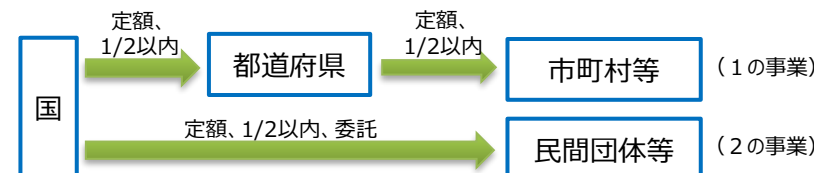
- ① **みどりの食料システム戦略の理解浸透（拡充）**：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
- ② **有機農業推進総合対策事業**：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
- ③ **穀物グリーン化転換推進事業**：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
- ④ **生分解性マルチ導入促進事業**：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
- ⑤ **グリーンな栽培体系の普及啓発**：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
- ⑥ **地域資源活用展開支援事業（拡充）**：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
- ⑦ **「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策（新規）**：「日ASEANみどり協カプラン」の協力案件の形成に向けた調査等

※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。

※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。



<事業の流れ>

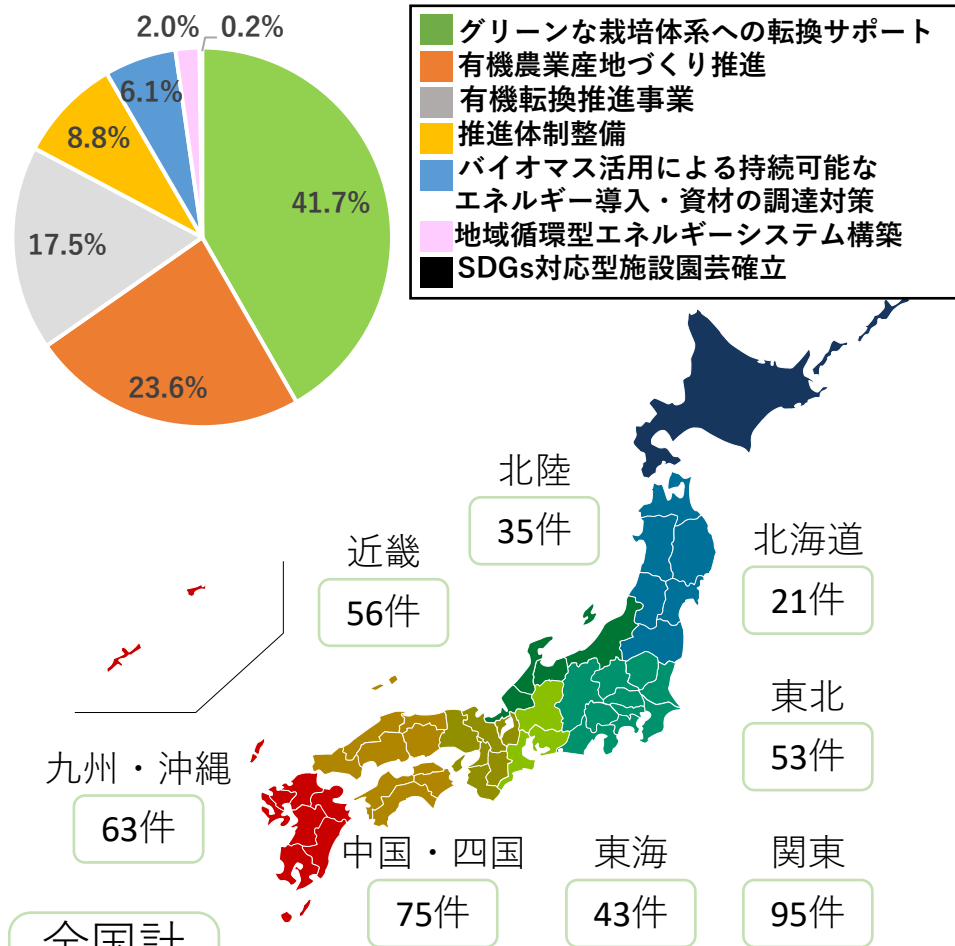


【お問い合わせ先】大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 31

みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

○ 令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、全国で**400件以上**の取組が行われている。

○メニュー別の割合とブロック別の件数（R5.12月現在）



※要望調査(令和4年12月から令和5年11月までに8回実施)に基づき配分した事業実施計画数であり、事業を実施した件数と異なる場合がある。

○取組の成果（見込み）

長崎県 県央地域農業振興協議会

（長崎県諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町）

取組概要：「転炉スラグ」を活用し、土壌pHを弱アルカリ性にする事で、ブロッコリーの根こぶ病発症を抑える技術を実証。この技術により防除作業の工程を削減し、作業の省力化を図る。また、栽培マニュアル等を作成し、情報発信に取り組む。

成果目標：転炉スラグの活用による化学農薬の使用量低減
根こぶ病の予防や防除にかかる作業工程の削減

成果の普及（見込み）：作成した栽培マニュアルを踏まえ、地域の現行の栽培暦を改定し、グリーンな栽培体系の定着を図る。

グリーンな栽培体系への転換サポート



根こぶ病発症を抑える技術の実証

豊岡市（兵庫県豊岡市）

取組概要：有機農業の取組面積の増加を図るため、豊岡市、JAたじま、兵庫県で構成される協議会がスマート農機を活用した省力栽培技術の実証や学校給食に「コウノトリ育む農法」で栽培した無農薬栽培米「つきあかり」の提供等に取り組む。

成果目標：学校給食全量無農薬米の提供 R3：0t → R6：90t
有機農業面積（水稻）R3：142ha → R6：162ha 等

成果の普及（見込み）：収量確保及び品質向上に向け、引き続きスマート農業技術の実証等に取り組む。また、新たに有機農業に取り組む者には栽培技術講習会を開催し、有機農業の取組面積の拡大を図る。

有機農業産地づくり推進



学校給食に無農薬米を提供

株式会社ビオストック（群馬県高崎市）

取組概要：高崎市周辺地域で発生する食品廃棄物のリサイクルを行うため、新たにバイオガスプラントを整備。メタン発酵により生産されたエネルギーや堆肥を地域で活用することで、資源循環システムの構築を図る。

成果目標：再生可能エネルギー（年間売電量：77.798Kwh/年）
資源の生産（年間堆肥出荷量：4.01t/年） 等

成果の普及（見込み）：「超小型バイオガスプラント」を広く周知し、地域の資源循環システムや環境負荷低減のツールとして広域的な展開を図る。

バイオマス産地消施設整備



超小型バイオガスプラント

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択

(R5補正・R6予算)

- みどりの食料システム法の計画認定等を受けることで、例えば「みどりの食料システム戦略推進交付金」では、採択ポイントのうち**特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス**されるなど、**補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
- 当省の様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系への転換サポート ● ■ ★
- ・ 有機農業産地づくり推進事業 ● ■ ★ (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)
- ・ 有機転換推進事業 ((特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要)
- ・ SDGs対応型施設園芸確立・地域循環型エネルギー構築 ● ■ ★
- ・ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減のための基盤強化対策 ● ■ ★
(みどりハード対策：基盤確立事業実施計画の認定が必要)

優先項目

● (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画

■ 基盤確立事業実施計画

★ 特定区域での取組

農畜産業関係

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金 ● ■ ★
- ・ 産地生産基盤パワーアップ事業のうち
新市場獲得対策のうち国産シェア拡大対策 ● ■ ★
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業 ● ■ ★
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ●
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業 ●
- ・ 新規就農者育成総合対策うち経営発展支援事業 ●
- ・ 経営継承・発展等支援事業 ●
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業 ●
- ・ 農山漁村振興交付金 ● ■ ★
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進、
果樹農業生産力増強総合対策 等 ● ■ ★
- ・ 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業 ● ■
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ● ■
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち
施設整備事業及び機械導入事業 ● ■
- ・ 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 ■
- ・ 農業支援サービス事業育成対策 ■

研究開発・実証関係

- ・ 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出 ● ■
- ・ スマート農業等先端技術の開発・社会実装促進対策 ■
- ・ 食料安全保障強化に向けた革新的新品種開発プロジェクト ● ■
- ・ シヤインマスクット未開花症緊急対策 ● ■

輸出促進関係・食品産業関係

- ・ GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト ★
- ・ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ★
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 ● ■
- ・ コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 ● ■ ★
- ・ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業 ■

林業関係

- ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち
高性能林業機械等の整備 ●、木質バイオマス利用促進施設の整備 ● ■、
特用林産振興施設等の整備 ●、コンテナ苗生産基盤施設等の整備 ●

他省庁予算

- ・ 日本産酒類海外展開支援事業費補助金【国税庁】 ■
- ・ 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】 ■
- ・ 学校給食地場産物・有機農産物使用促進事業【文科省】 ★
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金【環境省】 ★

・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

○ みどりの食料システム戦略について現場で取り組みたい内容から逆引きで支援策を探せるガイドブックやみどり投資促進税制の対象となる機械を一覧にしたカタログを作成・発信。

みどりの食料システム戦略

逆引き
施策活用ガイドブック

令和6年1月版
MAFF
農林水産省

目次

※支援措置の内容等については、今後の予算編成過程で変更があり得ますので御留意ください。
※詳細については、必ず各事業の要綱・要領等を御確認ください。

調達 研究開発に取り組む方・資材製造事業者

- ・ 基盤確立事業の認定を受けるには？
- ・ 設備投資に活用できる支援措置について知りたい
 - みどり投資促進税制
 - 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策
 - 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
 - 新事業活動促進資金
 - バイオマスの地産地消対策
 - 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
 - 緑炭素化支援機
 - 国内肥料資源利用
- ・ 環境負荷低減に向けた研究開発への支援について知りたい
 - オープンイノベーション研究・実用化推進事業
 - スタートアップへの総合的支援
 - 中小企業イノベ
- ・ 環境負荷低減に活用できる新技術を知りたい・広めたい
 - 「みどりの食料システム戦略」技術カタログ

「設備投資に活用できる支援措置について知りたい」

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策 みどり認定ポイント加算対象

基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者による、堆肥製造施設やバイオ炭製造施設等の整備などの取組を支援します。

実施主体

主な採択要件

- 県域等を越えて効果が波及するなどの広域性を持った事業計画であること
- 技術の普及状況に鑑み、先進性を持った事業計画であること
- 認定を受けた基盤確立事業の実施に必要な設備投資であること

ポイント

個人単位でも活用可能です！
まだ「基盤確立事業実施計画の認定」を受けていなくても応募できます！
予算審査の過程で基盤確立事業実施計画の審査を同時に行います。まずは都道府県の交付金窓口にご相談ください

支援内容

- 基盤確立事業を実施するために必要なハード支援(1/2以内)
(堆肥化処理施設、ペレタイザー、バイオコンポスターの整備・補修など)
- 基盤確立事業を実施するために必要なソフト支援(定額)
(肥効分析に係る費用、技術普及に係るマニュアル作成など)

お問合せ先 最寄りの都道府県庁

施策活用ガイドブックはこちらから



みどり投資促進税制

対象機械カタログ

「みどりの食料システム戦略」の実現に貢献する化学農業・化学肥料の使用の低減に役立つ機械をご紹介します！

(令和6年2月)

〈みどり投資促進税制の対象機械一覧〉

税制の対象となる機械は、型式が決まっています。税制を活用される際は、必ず農林水産省HPの最新の対象機械リストから型式等を確認してください。
URL: https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibanbo.html

田植機	堆肥散布機・有機肥料散布機
<ul style="list-style-type: none"> 【ベスト施肥田植機】 ・三菱マヒンドラ農機株 ・・・4 ・ヤンマーアグリ株 ・・・7 ・懸クボタ ・・・8 【紙マルチ田植機】 ・三菱マヒンドラ農機株 ・・・4 【ポット成苗田植機】 ・みどの産業株 ・・・4 【可変施肥田植機】 ・井関農機株 ・・・6 ・ヤンマーアグリ株 ・・・7 ・懸クボタ ・・・8 	<ul style="list-style-type: none"> ・懸タイショユ ・・・5 ・懸アテックス ・・・5 ・落合刃物工業株 ・・・5 ・懸イナダ ・・・6 ・懸ササキコーポレーション ・・・8 ・懸HIIアグリテック ・・・8 ・懸デリカ ・・・9 ・懸タカキタ ・・・9 ・南北四国エンジニアリング

三菱マヒンドラ農機株式会社(島根県松江市)

種類	名称
再生紙マルチ田植機	LKE-ADシリーズ
ベスト施肥仕様田植機	LE-Aシリーズ LE-ADシリーズ
ベスト2段施肥仕様田植機	LE-ADシリーズ

再生紙マルチ田植機

ベスト施肥田植機

カタログはこちらから



ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



みどり認定

を受けましょう!!

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、
みどりの食料システム法の認定制度がスタートしました!

認定を受けるメリット

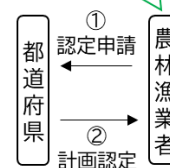
- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和6年1月)

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか?

- みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。
 - ✓ 「環境負荷の低減」の取組例
 - ・土づくり、化学肥料・化学農業の使用低減
 - ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
 - ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請
も可能です!



申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください!

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます!

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農業の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



特別償却により導入当初の税負担を軽減

✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、
税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます!

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、
畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

対象事業はこちら

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

みどり通信での情報発信・情報提供のご協力のお願い

- 令和6年2月より、みどり認定の事例等をまとめた「みどり通信」を月に一回の頻度で、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般公開中。
- 都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供にご協力をお願いしたい。



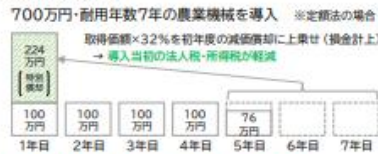
はじめに

みどり認定が全国で本格的に始まり、1年が経ちました。みどり認定を受けた生産者は3月末で4,000名を超える見込みです。これは、都道府県や市町村のご担当者尽力され、生産者の方にも制度の主旨とメリットをご理解いただいたおかげです。ありがとうございます。みどりの食料システム戦略グループとしても、引き続きメリット措置の拡充を図り、みどり認定を推進してまいります。今回はみどり認定のメリットである『みどり投資促進税制』をご紹介します。

みどりの投資促進税制とは

みどり認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に一定の金額を上乗せして償却(特別償却)できる制度です。この度、令和8年3月31日まで2年間の税制延長の方針が決まりました。

【特別償却のイメージ】



みどり投資促進税制を受ける場合、まずはみどり認定を受けてください！

1 各地のみどり認定の事例(テーマ:みどり投資促進税制)

(1)茨城県筑西市 渡辺 雅彦氏(オフセットモアを導入)

茨城県筑西市で水稻・麦を栽培する渡辺さんは牛ふん・鶏ふん堆肥を投入し、化学肥料の使用低減に取り組むとともに、水稻種子の温湯消毒や、オフセットモア(みどり投資促進税制対象)の導入による水田周辺の効率的な除草により、農薬の使用低減に取り組まれます。認定取得のきっかけは、「業者からみどり投資促進税制について紹介され、以前から購入を考えていたオフセットモアが入っていたこと」であり、この機械を使うことで除草剤の使用を減らすことができるため、みどり認定を受けたとのこと。

みどり投資促進税制のココがいい！①

みどり投資促進税制対象機械は全部で75機種あり(令和6年3月時点)、様々な機種を取り揃えている中でオフセットモアも対象になっています！対象機械は随時増えているので要チェックです。

みどり投資促進税制の対象機械はこちら



【みどり認定 計画イメージ】	計画申請時 (R6) → 目標 (R11)
(土づくり) ・毎年土壌診断の実施 ・牛ふん及び鶏ふん堆肥の投入	堆肥 0.5t/10a → 1t/10a
(化学肥料の使用減少) ・堆肥と肥料の併用による化学肥料の使用低減 ・側条施肥田植機の利用による化学肥料の低減	化学肥料 6 kgN/10a → 3.6kgN/10a (慣行: 6.4kgN/10a)
(化学農薬の使用減少) ・水稻種子の温湯消毒による化学農薬の使用低減 ・オフセットモア除草による化学農薬の使用低減	化学農薬 8回 → 5回 (慣行: 17回)
環境負荷低減事業活動の取組面積	8ha → 12.5ha

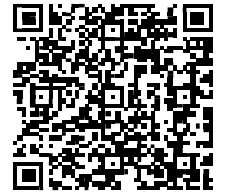


オフセットモア (みどり投資促進税制対象)

令和6年2月号から、農林水産省HPやMAFFアプリへの掲載等により一般に公開しています。

- ◎ 都道府県等のHP等への掲載も可能です。
- ◎ JAその他の生産者団体に向けても周知いただけますと幸いです。
- ◎ 認定推進の際に、生産者や事業者に取り組のイメージを持っていただくため、みどり通信をご活用ください。

みどり通信はこちら



【ご担当者様へお願い】

都道府県・市町村の担当者の方には、情報提供のご協力をお願いいたします。講演・意見交換の依頼もお待ちしております。



ご依頼いただき、講演しました(秋田県)

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
基本計画ページ



みどりの食料システム法
基盤確立事業実施計画ページ

